

議案第110号

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成13年さいたま市条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定員) 第3条 学生の総定員は <u>180人</u> とし、各学年の定員は <u>60人</u> とする。	(定員) 第3条 学生の総定員は <u>120人</u> とし、各学年の定員は <u>40人</u> とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のさいたま市立高等看護学院条例第3条の規定の適用については、「180人」とあるのは「140人」と、「各学年の定員は60人」とあるのは「第1学年の定員は60人とし、第2学年及び第3学年の定員はそれぞれ40人」とする。
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のさいたま市立高等看護学院条例第3条の規定の適用については、「180人」とあるのは「160人」と、「各学年の定員は60人」とあるのは「第1学年

及び第2学年の定員はそれぞれ60人とし、第3学年の定員は40人」とする。